

(博士課程)

論文審査及び最終試験の結果

学位申請者	小伊藤 優子	学生番号	9D753
申請学位 (専攻分野)	博士(安全保障)	専攻	安全保障
論文題目	日米安全保障体制と在日米軍基地をめぐる負担分担 －横須賀の空母母港化を事例として－		
成績	論文審査及び最終試験		
	合格		

平成27年 1月29日

拓殖大学学長 殿

審査員主査 川上 高司



審査員 遠藤 哲也



審査員 有江 浩一



審査員

印

審査員

印

審査員

印

学位申請日	平成26年11月15日
受理審査会	平成26年12月20日 可決
論文審査	平成26年12月21日 から 平成27年 1月28日まで
最終試験	平成27年 1月29日

(注) 論文審査及び最終試験の成績は「合格」「不合格」の評語で記入すること。

博士学位論文審査報告書

平成27年2月16日

申請学位： 博士(安全保障)
学位申請者 小伊藤 優子(コイトウ ユウコ)
所属： 国際協力学研究科安全保障専攻博士後期課程 9D753

論文題目： 日米安全保障体制と在日米軍基地をめぐる負担分担
—横須賀の空母母港化を事例として—
英文題目： Japan-U.S. Security Relationship and Burden Sharereng Over
U.S.Bases in Japan —A Case Study of Homeporting U.S. Aircraft
Carrier in Yokosuka—

審査委員会： 主査 海外事情研究所 教授 川上 高司
副査 海外事情研究所 教授 遠藤 哲也
副査 防衛研究所 教官 有江 浩

I 論文の要旨

本論文は、佐藤政権期の在沖米軍基地と在日米軍基地の統廃合が日米安全保障体制にいかに関与を与えたかを論じたものである。特に、在日米軍施設・区域調整計画が沖縄返還交渉と同時に策定され、米国の極東における軍事戦略の中での在日米軍基地の役割が形成され、同時に日本側の抑止戦略が作られていく過程を論じた。そこでは、日本政府が米軍基地を「受動的」なものから「積極的」なものとして独自の抑止力として改めて捉えなおしたかが浮き彫りにされた。そのうえで、横須賀の空母母港化を事例に、沖縄の「核抜き本土並み」返還と米国の対ソ抑止力との関係を論じながらいかに在日米軍基地の役割が固められていったかを実証的に検証を行った。

本論文の考察した主な時期は佐藤政権期である。1965年1月の日米首脳会談で、佐藤首相はジョンソン大統領に、1964年10月の中国の核保有に伴う米国の拡大抑止の信憑性低下を補うための「日本核武装」の必要性を訴えながら、米国の拡大抑止の再保証を引き出すことに成功した。その後、ジョンソン大統領を継いだニクソン大統領はアジアでの米軍の前方展開兵力の削減を決定し、在日米軍も削減対象とした。

そのため米国は、日本が米国の対日関与を懸念し日米安保を廃棄をして独自核武装へ向かうことを危惧し、日本の防衛政策の作戦・運用面でのコミットメントを強化し

た。この時期、日本国内では、日米安保体制の根幹をなす在日米軍基地へ対する反基地闘争が先鋭化していたため、その対策が早急に求められた。佐藤政権は基地基本法を成立させ、米軍の事故や問題に予算措置を講じ、さらには在日米軍基地の統廃合措置を講じ、日米安保体制を安定化することに努めた。

1968年9月の日米安全保障高級事務レベル協議で、在日米軍施設・区域の整理・統合の協議が開始された。中でも1970年12月の日米安全保障協議委員会で、横須賀及び横浜地域の施設を含む大幅な整理・統合計画について協議され、翌年3月に横須賀を米空母の母港とすることが決まった。

横須賀への米空母母港化は日米関係に重要な意味をもたらした。横須賀への米母の母港化交渉は「核抜き」沖縄返還交渉と同時に行われた。米国は沖縄から核を撤去する代わりに、横須賀へ核を持ち込みを行うことを日本政府と秘密裏に交渉した。このことにより、日本への沖縄の核抜き返還が可能となり、米国は沖縄の代替基地として横須賀を使用することが事実上可能となった。

在日米軍基地への核配備は、拡大抑止を提供する米軍の運用のために重要であり前方展開基地に配備された核と米本土の戦略核とのカップリングが可能となる。それにより、日本への核の拡大抑止は継続して可能となった。

さらに、日本にとり戦術核搭載可能な米空母に母港を提供することは、対米防衛公約を果たすことになった。米国にとり米軍の削減が進むアジア地域において横須賀の空母母港化は米軍の効率的運用を可能にし、その作戦遂行能力とを向上させ、ひいては拡大抑止の信頼性を維持する意味があった。こうした日米双方の思惑が絡み合った結果、横須賀の空母母港化は可能となったのである。

以上のように本論文は、沖縄返還交渉過程における日本政府内外の論議を分析し、沖縄に配備されていた核兵器を撤去することが日米関係にとって望ましいものの、抑止力の低下が懸念されていた中で横須賀の米空母の母港化がそれを補うものであったことを未公開の一次史料を用いて歴史研究として明らかにしたものである。

II 論文の構成

序章 課題と視角

- 1 問題の所在
- 2 先行研究の検討と研究の視角
- 3 各章の構成と課題

第1章 日米安全保障体制の課題：在日米軍基地をめぐる日米交渉の起源

第1節 在日米軍基地をめぐる負担分担の「不在」

- 1 戦後の日本の安全保障と米軍のプレゼンス
- 2 日米安全保障条約締結に向けた吉田政権の取り組み
- 3 日米安全保障条約改定に向けた岸政権の取り組み

第2節 戦後の米国の軍事戦略と基地計画

- 1 米国の安全保障政策と海外基地
- 2 冷戦期における米国の戦略と日本

第3節 米国の衰退と安全保障への疑念

- 1 中国の核実験と米国
- 2 ベトナム戦争と米国の戦略転換

第2章 日米の模索:日米安全保障体制の安定化を目指して

第1節 拡大抑止の信頼性をめぐって

- 1 脅威認識の共有
- 2 日米協議会の設置
- 3 中国の核実験とジョンソン政権の対日政策

第2節 在日米軍基地の在り方をめぐって

- 1 ベトナム戦争と在日米軍基地
- 2 ニクソン政権の米軍態勢の見直し
- 3 沖縄返還と責任分担

第3章 日米安全保障体制の安定化と在日米軍基地

第1節 政治的考慮

- 1 有識者研究会の議論
- 2 外務省による政策調整

第2節 軍事的考慮

- 1 防衛庁内の論議
- 2 日米の作戦・運用面の提携強化

第4章 横須賀の空母母港化への道

第1節 持てる者と持たざる者

- 1 核と第七艦隊
- 2 核と事前協議

第2節 米国の懸念と日本の懸念

- 1 北東アジアにおける米軍のプレゼンス縮小
- 2 現実的抑止戦略と総合戦力構想

第3節 日米間の責任と役割の分担

- 1 米空母の海外母港化構想
- 2 横須賀の空母母港化

終章 日米安全保障体制の基軸:自立と従属のはざままで

第1節 ベトナム後のアジア政策

- 1 アジアにおける米国の核政策
 - 2 拡大抑止と再保証
- 第2節 拒否戦力としての日米安保体制
- 1 「目に見える証拠」としての米軍
 - 2 空母の母港化とカップリング
- 結 論 日米安全保障体制の要諦
- 主要参考文献

III 論文(各章)の概要

本論文は終章を含め、全5章から構成され、その概要は以下の通りである。本論文は日米安保と基地の関係を三つの段階に分けて考察している。第一は、日米関係構築の課題として基地の在り方をめぐる日米間の政策調整を政治過程論で考察した(第1章～第3章で)。第二は米空母の横須賀母港化問題を事例研究として論じた(第4章)。第三は政治過程論の分析の枠組を用いて、日米安保と基地の関係について考察を試みた(終章)。

第1章では、第二次世界大戦後の在日米軍基地をめぐる日米交渉の初期の過程を日米安全保障条約の締結を行った吉田政権と同条約の改定を行った岸政権の対米交渉を概観した。吉田政権は、米国と安全保障条約を締結し日米安全保障体制を構築し、在日米軍によりソ連の脅威を抑止した。しかし、米国による日本防衛は明文化されておらず、片務的な条約であった。この条約の改定を行ない、在日米陸上戦闘部隊の撤退を行ったのが岸政権である。しかし、米軍の全軍の撤退には及ばず、継続して日本の駐留米軍及び米軍基地につき日本防衛の観点からその存続は理由付けられた。その後、ニクソン大統領はベトナム戦争を終了させたのち、米国のアジアにおける軍事的役割を縮小する「ニクソン・ドクトリン」を宣言し、米軍の前方展開を見直した。それに伴い、在日米軍基地をめぐる日米間の役割分担が問題となった。この時期、日本国内ではベトナム戦争で在日米軍基地が活用され、米国の戦争に「巻き込まれる恐怖」が生じる一方、米軍のプレゼンス縮小により米国があら「捨てられる恐怖」が生じた。いわゆる日本は安全保障のジレンマにさいなまれることになる。日本政府は米国と役割分担をすることにより米国の抑止力の再保障の確保を行う。

第2章では、中国の核保有という未曾有の危機に直面した日本が米国の拡大抑止の再保障を求める政策調整を政治過程論で論じた。具体的には、日米間の拡大抑止と在日米軍基地をめぐる論争が行われるがその発端は、中国の初の核実験である。当然、日本国内では米国の拡大抑止の低下をめぐり論議が浮上した。そこで、日米両政府は、新設の日米政策企画協議で政策調整を行なった。米国は高度経済成長期の日本に防衛分担を追わせ、米国の軍事支出の削減を行うとした。他方、日本は中国の核実験後、米国の拡大抑止への信憑性への懸念から、独自核武装も選択

肢に入れることをレバレッジとして用いながら、米国に「核の傘」の保証を求めた。結果的に、米国は対日防衛公約を確約する一方、日本に役割分担を補完させ、結果的には日米安保強化へと帰結した。また、ベトナム戦争で米軍の基地利用が増大したため事故が多発し、日本国内で米軍基地および日米安保への反対運動が高まった。これに対し、日本政府は米国政府に在日米軍基地の整理・統合と沖縄返還の交渉を開始した。当然ながら沖縄返還にともなう見返りとして佐藤政権は、朝鮮半島や台湾海峡での有事の際の事前協議に応じる決定を下した。また、「沖縄への核持ち込み」を秘密裏に認め、米国による前進基地へ核兵器配備の可能性を残し、拡大抑止の信頼性を維持した。つまり、在日米軍基地の柔軟な使用を認めることで、地域安全保障に対する責任を分担しようとしたのである。以上見てきたように、拡大抑止と米軍基地の在り方をめぐる論点は、「日米安保体制の強化」で交差することになった。

第3章では、前章の基地をめぐる論点の推移をふまえて、日本側の意思決定過程を検討した。特に、沖縄返還の対米交渉に備えて設置された首相の諮問機関である有識者研究会での議論を考察した。有識者研究会は沖縄返還後の基地の在り方について、核兵器が撤去されていることが日米関係安定のために望ましいとして「核抜き」返還を提案し、佐藤首相はこれを了承する形で対米交渉方針に据えた。同時期、反米感情を鎮めるために基地問題に対処していた外務省は、米軍基地が支障なく機能することが日本政府の責務であると認識しながら、佐藤首相が「核抜き」返還を表明したことで、米軍の活動に支障をきたす可能性のある事前協議制度を適用した返還交渉に挑むことになった。また防衛庁は、外務省と共に基地問題に対処し、米軍基地の整理・統合を促し、返還される基地を自衛隊が管理して米軍の有事再来援を可能にすることで「日米安保の強化」を図った。

第4章では、横須賀の空母母港化を事例に、日米間の政策調整過程を考察し、母港化が可能になった理由を検討した。ニクソン政権初期は、米国の財政事情が戦略に先行する形で在日米軍基地の削減が進められたが、ニクソン・ドクトリンが外交方針化されると、基地をめぐる論点は変化した。米国は戦略的観点から在日米軍基地を重視し、米軍が極東で効率的に活動できるよう在日米軍基地を活用しようと考えた。沖縄返還交渉に臨むにあたり、米軍基地が日本に存在する理由を検討していた日本は、基地の提供を自国の安全とは無縁でない地域安全保障への責任分担として捉えて、空母を主力とする第七艦隊が極東の安全のため活動できるよう母港を提供した。こうして母港化は可能になったのである。

終章ではグレン・H・シュナイダーの核抑止理論（「拒否と懲罰による抑止力」）の枠を用いて横須賀の空母母港化の事例を考察した。戦術核の搭載が可能な戦闘機を積む空母は、戦術核戦力として米国本土の戦略核の発動との連結の機能を持つ。また、潜水艦（SLBM）と異なり、洋上艦であるため、その存在は目に見える。こうした空母に母港を提供することは、前進基地として空母の効率的な運用に資するだけでなく、戦略核発動の可能性を目に見える状態にし、敵には侵略を思い止まらせ、同盟国には米国が提供する拡大抑止を目に見える形で保証する。こうして横須賀の空母母港

化は、日本にとって目に見える形で拡大抑止の信頼性を保証することになったと考えられる。横須賀の空母母港化の事例から明らかになることは、日本が、拡大抑止を確保するために戦術核の運用が可能な空母(核積載艦船)の寄港を事前協議の対象外として、自国の安全を確保すると同時に、空母を主力とする第七艦隊が極東の安全のため活動できるよう、地域安全保障の責任分担から母港化を理由付け、基地を提供したことである。こうして在日米軍基地は、米国の極東の安全保障の一環として確固たる地位を占め、日米安全保障体制は対ソ戦略上一段と強固になる。

IV. 本審査内容

1 口述試験開催概要

審査日時:平成27年1月29日 1700～1830

審査場所:拓殖大学茗荷谷キャンパス D 館 306 教室

審査委員:川上高司(主査、海外事情研究所教授)

遠藤哲也(副査、海外事情研究所教授)

有江 浩(副査、防衛研究所教官)

2 質疑応答概要

・ 横須賀母港化の日米安全保障・外交史における位置づけに関してもう少し具体的に説明されたしとの委員からの質問に対して、申請者から中国の核保有、ベトナム戦争後の米軍のアジア地域からの削減等の事態による米国の日本への拡大抑止低下への懸念に対して、米国はそれぞれ米空母の横須賀母港化により抑止力を強化することにより対処をしたことなどを中心に説明が詳細になされた。

・ 横須賀の空母母港化と沖縄返還との関連について、これを実証する一次資料見当たらないとの指摘に対して、申請者からは、現時点では公開資料がなく実証はできないが、その他の資料から十分に推測ができるとの解答があった。その解答に対して、現時点ではその通りであろうが、今後の公文書公開の可能性に鑑みて、本論文において分析をより深めておくことは研究を発展させる上で必要であると考えられるとの指摘がなされた。

・ 本申請論文で引用されているグレン・シュナイダーの論考は、NATO 欧州戦域を念頭に置いたものであり、日本を含むアジア戦域に適用するにはいささかの注意を要するとの指摘がなされた。これに対して申請者からは、確かに冷戦期、欧州戦域の戦術核は主に在欧米軍の地上部隊及び戦術航空部隊に配備されていた。これらの部

隊は西ドイツ東部国境沿いに前方配備され、その運用は固定的であった。他方、戦術核を運用可能な米空母は横須賀を母港として前方配備されたとは言え、その運用は必ずしも固定的ではなかったことは否定できないとので、今後は指摘された点を含め両者の違いを踏まえた上で、より緻密な研究を行いたいとの解答がなされた。

・ 横須賀の空母母港化の意義として、戦術核の運用が可能な米空母をアジア戦域に常駐させることにより、米国の拡大抑止を「目に見える (visible)」形で同盟国及び潜在敵国に示すことになったと著者は申請者は指摘している。この点と、米国が国外への核兵器配備に関して NCND 政策 (Neither Confirm Nor Deny: 否定も肯定もしない政策) を採用していたこととの関係について、抑止の観点から分析し説明を加えるべきであろうとの指摘があった。これに対して申請者からは核の持ち込みが暗に行われていたとの日米間の「密約」に関する資料が公開され、それを使用して説明を行っている。つまり、NCND 政策は拡大抑止の信憑性を高めるものとして抑止対象国に対して効力を発揮していたとの解答がなされた。

V. 審査結果

予備審査委員会において審査員より指摘された事項について、小伊藤優子さんより指摘に答えた修正論文本体の提出がなされ、1月29日の審査で取り上げられた諸点へ追記が可能な限り本論文に反映されたことを確認した。

VI. 論文の総合評価

1 審査所見

上記申請者の学位論文「日米安全保障体制と在日米軍基地をめぐる負担分担—横須賀の空母母港化を事例として—」は、申請者の本研究科在籍6年間における集大成となるものである。

本論文は、第二次大戦以降から冷戦期を通じ、日米安全保障体制と在日米軍基地をめぐる日米交渉過程を考察対象とした研究が数多く存在する中、在日米軍基地の整理・統合に対する佐藤政権の取り組みを焦点として、その延長線上に横須賀の空母母港化を位置づけて包括的に考察した点は評価に値する。さらに、これを同時期に行われた沖縄返還と関連づけて分析しようと試みた点は先行研究に例がなく、今後の日米公文書の公開が進むにつれて更なる研究の発展が期待できる。

さらに、米軍拠点をめぐる日米間の認識や交渉についてつぶさに検証し、その過程を記述した上で、1972年における横須賀の米空母母港化に至った両国の観点・立場・力学について論述している点評価ができる。特に、沖縄返還交渉過程におけ

る日本政府内外の論議を分析し、沖縄に配備されていた核兵器を撤去することが日米関係にとって望ましいものの、抑止力の低下が懸念されていた中で横須賀の米空母の母港化がそれを補うものであったことを未公開の一次史料を用いて歴史研究として明らかにしたものである。本論文は、特に一次資料を大量に導入した丁寧な論述姿勢は評価に値し、「横須賀母港化」という視座も併せ、日米安全保障関係史の学術的記述として、有用な成果となっているものと考えられる。

特に、第3章第1項は「沖縄基地問題研究会」の議事録を発掘して初めて利用して記述されている。これらの議事録は史料的高いと考えられ、本論文の学術的価値を高めるものである。

全体構造やその方向性、論述の取り上げ方は、博士論文として妥当なものとなっている。予備審査において指摘された要修正点については、概ね改善が為されたと思われる、本審査を通過するに十分な要件を備えたと考える。

2 審査委員会結論

学位論文審査委員会は、事前に提出された学位論文申請書、学位論文要旨、学位申請者略歴等をもとに、数回の会合を重ね厳重な審査を行った。最終的には、平成27年1月29日の口頭試験およびその後の審査委員会で審査委員全員一致で学位申請者に対し、提出論文が「博士(安全保障)」の学位授与に値するものであることを認めた。